

实用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に 係る被ばく評価に関する審査ガイド等の一部改正について（案） に対する意見募集の結果について

令和3年6月23日
原子力規制委員会

1. 概要

实用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド等の一部改正について（案）について、意見募集を実施しました。

期 間： 令和3年4月1日から同年4月30日まで（30日間）

対 象：

- 实用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド等の一部改正について（案）

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール、郵送及びFAX

2. 意見公募の結果

○御意見数：2件※

○御意見に対する考え方：別紙のとおり

※御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数については、別紙のとおり9件。

(別紙)

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド等の一部改正について(案)に関する御意見及び御意見に対する考え方

No.	該当箇所 ¹	御意見(原文)	考え方
1	別表第1 実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド 1頁15行目	別表第1の1ページの改正後欄の15行目「保守的な結果となるように」は不要な記載ではないか? 保守的な結果となるように解析条件を定めるのは言うまでもないことなのだから、ここにだけ記載する必要はないと思います。	御指摘の点は、解析条件を確認するにあたり、その意図が審査官に正しく伝わるよう記載しているものであり、原案のとおりとします。
2	別表第3 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド 4頁18行目	別表第3の4ページの改正後欄の18行目「Sクラス施設」、「Bクラス施設」はそれぞれ「Sクラスの施設」、「Bクラスの施設」のほうがよいと思います。前段の定義のとおり。	御意見のとおり、別表第3の4ページの改正後欄の18行目「Sクラス施設」、「Bクラス施設」はそれぞれ「Sクラスの施設」、「Bクラスの施設」に変更します。
3	別表第4 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 全般 及び 別表第6 耐津波設計に係る工認審査ガイド 全般	下記の「修正の方針案」に対して、今回の改正案は「襲来」に記載を統一するものとなっているが、「来襲」にすべきと考える。 ・No.18A 修正の方針案 用語を統一するよう検討する。「襲来」と「来襲」が混在している。(第61回 原子力規制委員会資料4 112頁) 意見募集開始の際の原子力規制委員会での議論も踏まえて、現状の用語の使用状況等を改めて整理したので提示する。	令和2年度第70回原子力規制委員会における議論や、御意見として頂いた他省庁の規定等における用例を踏まえ、「襲来」を「来襲」に変更します。 また、別紙1別表第1の実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈についても、「襲来」を「来襲」に変更します。 さらに、今回改正対象ではありませんでしたが、「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」においても「襲来」を用いているため、「来襲」に変更します。

¹ ページは、令和2年度第70回原子力規制委員会資料2別紙のもの

	<p>用語の意味としては、「襲来」と「来襲」に明確な違いは見受けられなかった。</p> <p>他省庁が所管する法令や津波関連の学会の図書等においては、「来襲」が用いられている場合が多いと言う状況が確認された。</p> <p>以上より、今回の改正にあたっては、津波関連として広く使われている用語と整合させると言う観点で、「来襲」で統一することが望ましいと考える。</p> <p>なお、原子力規制委員会の上位内規「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」において、「襲来」が用いられていることから、「来襲」に統一する際には、本ガイドのみならず、上位内規も含めての改正が必要と考える。</p> <p>○確認結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用語の意味 <p>広辞苑（岩波書店）</p> <p>【襲来】 おそいかかって来ること。来襲。「敵機 -」「寒波が -する」</p> <p>【来襲】 おそってくること。攻めこんで来ること。「台風が -する」「敵機 -」</p> <p>大辞林（三省堂）</p> <p>【襲来】 襲いかかって来ること。来襲。「敵機が -する」</p> <p>【来襲】 襲って来ること。突然、攻めて来ること。「イナゴの大群が -する」「敵機の -」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波関連の他法令の状況 <p>【国土交通省所管】</p>	
--	---	--

	<p>「津波防災地域づくりの推進に関する基本指針」：「来襲」で統一。時間を示す場合は「到達」を使用。</p> <p>「津波対策の推進に関する法律」：「来襲」「襲来」の文言なし。時間を示す場合は「到達」を使用。</p> <p>「津波防災地域づくりガイドライン」：「来襲」で統一。</p> <p>【気象庁所管】</p> <p>「気象業務法」「気象業務法施行規則」等に「来襲」「襲来」の使用はないが、津波予報の文言としては、以下の通りの変遷がある。</p> <p>1957年：「ツナミナシ」の解説が「津波はない」から「津波の襲来するおそれはありません」に変更。</p> <p>（理由は、「襲来とは、人的・物的に被害や恐怖を与えることを意味する」と解釈。）</p> <p>1977年：「ツナミナシ」の予報文について、「津波の襲来するおそれはありません」から「津波の来襲するおそれはありません」と「襲来」の文字が「来襲」に変更。（文字の変更の理由は不明。）</p> <p>（引用：津波予報業務の変遷 草野富士雄 横田崇 験震時報 第74巻）</p> <p>・津波関連主要図書等</p> <p>「津波の辞典 首藤伸夫 他（朝倉書店）」：一部混在しているが、ほぼ「来襲」。</p> <p>「日本被害津波総覧【第2版】 渡辺偉夫（東京大学出版会）」：混在</p> <p>「原子力発電所の津波評価技術 2016 公益社団法人 土木学会 原子力土木委員会 津波評価小委員会」：一部混在しているが、ほぼ「来襲」。</p> <p>・上位内規の記載</p>	
--	---	--

		<p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」：（別記3）第5条（津波による損傷の防止）は、「襲来」で統一。</p>	
4	<p>別表第4 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 9頁13行目</p>	<p>○今回の改正案 【改正前】 4.3.2 安全機能への影響確認 【確認内容】 (1)要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（設計及び工事の計画の認可）においては、浸水想定範囲、浸水経路・浸水口・浸水量及び浸水防止設備の仕様について、確認する。</p> <p>【改正後】 4.3.2 安全機能への影響確認 【確認内容】 (1)要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（設計及び工事の計画の認可）においては、浸水想定範囲、流出する可能性のある経路・浸水量及び浸水防止設備の仕様について、確認する。</p> <p>○意見 上記記載について、「改正前」の文章が現行ガイドの文章の一部を変更した文章になっており、誤記と思われる。これが、「改正後」の文章にそのまま転記されていることから、このままでは、間違った改正が行われる状況となっている。 当該箇所については、改正する意図はないと思われるため、「改正前」の文章、「改正後」の文章のどちらも、現行ガイドの文章に合わせる必要がある。</p> <p>【改正前の文章】 (1)要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（設計及び工事の計画の認可）においては、浸水想定範囲、</p>	<p>御意見のとおり「要求事項に適合する方針であることを確認する。」は「要求事項に適合する影響確認の方針であることを確認する。」、「仕様について、確認する。」は「仕様を確認する。」の誤りであるため、以下のとおり変更します（囲み線部）。なお、今回の改正箇所は、下線部です。</p> <p>【変更前】 <改正前欄> (1)要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（設計及び工事の計画の認可）においては、浸水想定範囲、浸水経路・浸水口・浸水量及び浸水防止設備の仕様について、確認する。</p> <p><改正後欄> (1)要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（設計及び工事の計画の認可）においては、浸水想定範囲、流出する可能性のある経路・浸水量及び浸水防止設備の仕様について、確認する。</p> <p>【変更後】 <改正前欄> (1)要求事項に適合する影響確認の方針であることを確認する。なお、後段規制（設計及び工事の計画の認可）においては、浸水想定範囲、浸水経路・浸水口・浸水量及び浸水防止設備の仕様を確認する。</p> <p><改正後欄> (1)要求事項に適合する影響確認の方針であることを確認する。なお、後段規制（設計及び工事の計画の認可）においては、浸水</p>

		<p>浸水経路・浸水口・浸水量及び浸水防止設備の仕様について、確認する。</p> <p>【現行ガイドの文章】 (1)要求事項に適合する影響確認の方針であることを確認する。 なお、後段規制（設計及び工事の計画の認可）においては、浸水想定範囲、浸水経路・浸水口・浸水量及び浸水防止設備の仕様を確認する。</p>	<p>想定範囲、流出する可能性のある経路・浸水量及び浸水防止設備の仕様を確認する。</p>
5	別表第5 耐震設計に係る工認審査ガイド 14頁8行目	<p>別表第5の14ページの改正後欄の8行目「(社)」は「(一社)」のほうがよいと思います。日本建築学会は一般社団法人であるから。</p>	<p>日本建築学会の一般社団法人化は2012年であり、原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説が策定されたのは2005年です。発行時点では社団法人であったことから、原案のとおりとします。</p>
6	別表第5 耐震設計に係る工認審査ガイド 14頁8行目	<p>別表第5の14ページの改正後欄の8行目「2005」は「2005年」のほうがよいと思います。同10行目の例と同様に。</p>	<p>規格を発行している日本建築学会、土木学会が用いる名称を記載しているため、原案のとおりとします。</p>
7	別表第6 耐津波設計に係る工認審査ガイド 6頁11行目	<p>意見/理由(3)</p> <p>○現行案 【改正前】：3.3 敷地への浸水防止（外郭防護1） 【改正後】：3.3 敷地の浸水防止等（外郭防護1）</p> <p>○意見 下記の「No. 23N 修正の方針案」に従い、また、同種改正箇所である「別表第4 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」の記載とも整合させるため、「改正後」の文章を下記の記載に修正すべきと考える。 【修正案】：3.3 敷地への流入防止等（外郭防護1）</p> <p>・ No. 23N 修正の方針案</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり変更します。</p> <p>【変更前】 <改正後欄> 3.3 敷地の浸水防止等（外郭防護1）</p> <p>【変更後】 <改正後欄> 3.3 敷地への流入防止（外郭防護1）</p>

		<p>「流入」は津波や溢水による海水が敷地等に流れ込むこと、「浸水」は海水が区画内に留まること等と定義し、用語を使い分ける。(第61回原子力規制委員会資料4 110頁)</p> <p>・同種改正箇所「別表第4 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」7頁25行目</p> <p>【改正前】：4.2 敷地への浸水防止(外郭防護1)</p> <p>【改正後】：4.2 敷地への流入防止(外郭防護1)</p>	
8	別表第6 耐津波設計に係る工認審査ガイド 23頁1行目	<p>○現行案</p> <p>【改正前】：7.5 浸水防護範囲への浸水経路</p> <p>【改正後】：7.5 浸水防護重点化範囲への浸水経路</p> <p>○意見</p> <p>上記の意見/理由(3)と同様に、「改正後」の文章を下記の記載に修正すべきと考える。</p> <p>【修正案】：7.5 浸水防護重点化範囲への流入経路</p>	<p>御意見のとおり、以下のとおり変更します。</p> <p>【変更前】 <改正後欄> 7.5 <u>浸水防護重点化範囲への浸水経路</u></p> <p>【変更後】 <改正後欄> 7.5 <u>浸水防護重点化範囲への流入経路</u></p>
9	別表第6 耐津波設計に係る工認審査ガイド 12頁27行目	<p>下記の「No.21A 修正の方針案」の内容については、今回提示の分類(c)の改正概要(第61回原子力規制委員会 資料4 別紙3)には含まれていないが、耐津波工認ガイドを対象とするものであるため、今回の改正にあわせて反映すべき項目と考える。</p> <p>・No.21A 修正の方針案</p> <p>・対象：耐津波工認ガイド</p> <p>規格及び基準の最新版を適用するように記載の修正を希望する。(第61回原子力規制委員会 資料4 120頁)</p> <p>・修正の方針案に沿った修正案(新旧比較)</p> <p>【改正前】</p> <p>4.3 荷重及び荷重の組合せ</p> <p>1(丸囲み) 津波荷重</p>	<p>御意見を踏まえ、4.3①及び【参考規格・基準類】について、以下のとおり変更します。</p> <p>【変更前】</p> <p>4.3 荷重及び荷重の組合せ</p> <p>① 津波荷重</p> <p>・(略)</p> <p>【変更後】</p> <p><改正前欄></p> <p>4.3 荷重及び荷重の組合せ</p> <p>① 津波荷重</p> <p>・漂流物による荷重(衝突力)は、「津波漂流物対策施設設計ガイドライン(案)」等を参照し、<u>対象漂流物質量</u>や寸法、喫水(海</p>

	<p>・漂流物による荷重（衝突力）は、「津波漂流物対策施設設計ガイドライン（案）」等を参照し、対象漂流物質量や寸法、喫水（海水面から対象漂流物の下端までの深さ）を基にして算出されていることを確認する。</p> <p>【参考規格・基準類】</p> <p>13) 防波堤の耐津波設計ガイドライン（案）（国土交通省港湾局、2013年）</p> <p>14) 津波漂流物対策施設設計ガイドライン（案）（沿岸技術研究センター、寒地港湾技術研究センター、平成21年）</p> <p>【改正後】</p> <p>4.3 荷重及び荷重の組合せ</p> <p>1(丸囲み) 津波荷重</p> <p>・漂流物による荷重（衝突力）は、「津波漂流物対策施設設計ガイドライン」等を参照し、対象漂流物質量や寸法、喫水（海水面から対象漂流物の下端までの深さ）を基にして算出されていることを確認する。</p> <p>【参考規格・基準類】</p> <p>13) 防波堤の耐津波設計ガイドライン（国土交通省港湾局、2013年）</p> <p>14) 津波漂流物対策施設設計ガイドライン（沿岸技術研究センター、寒地港湾技術研究センター、平成26年）</p>	<p>水面から対象漂流物の下端までの深さ）を基にして算出されていることを確認する。</p> <p><改正後欄></p> <p>4.3 荷重及び荷重の組合せ</p> <p>① 津波荷重</p> <p>・漂流物による荷重（衝突力）は、「津波漂流物対策施設設計ガイドライン」等を参照し、対象漂流物の質量や寸法、喫水（海水面から対象漂流物の下端までの深さ）を基にして算出されていることを確認する。</p> <p>【変更前】</p> <p>※【参考規格・基準類】について記載なし</p> <p>【変更後】</p> <p><改正前欄></p> <p>【参考規格・基準類】</p> <p>13) <u>防波堤の耐津波設計ガイドライン（案）</u>（国土交通省港湾局、2013年）</p> <p>14) <u>津波漂流物対策施設設計ガイドライン（案）</u>（沿岸技術研究センター、寒地港湾技術研究センター、平成21年）</p> <p><改正後欄></p> <p>【参考規格・基準類】</p> <p>13) <u>防波堤の耐津波設計ガイドライン</u>（国土交通省港湾局、平成25年）</p> <p>14) <u>津波漂流物対策施設設計ガイドライン</u>（沿岸技術研究センター、寒地港湾技術研究センター、平成26年）</p>
--	--	---